

原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の一部改正案に対する意見公募の結果について

令和元年6月12日
原子力規制委員会

原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の一部改正案について、意見公募を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概要

期 間：令和元年5月9日から6月7日まで

対 象：

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案
- (2) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示案

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX

提出意見数：5件

2. 意見公募の結果

規則及び告示の改正案に対する意見及び意見に対する考え方は、別表のとおり。

以上

原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の一部改正案に対する御意見に対する
考え方

番号	御意見等	考え方
1.	<p>独立した行政機関である規制委員会が、時代遅れのハンコ文化にノーを突き付けたことを高く評価します。</p> <p>今回の改正をもって、炉規法については、押印の義務が全て削除されたという理解でよろしいでしょうか？炉規法について撤廃できるのであれば、リスクの比例原則の考え方からいって、RI法についても当然に廃止をすべきと考えます。また、事業者が規制庁に提出する会計上の契約書類や、規制庁内の決裁書類や事務手続に使用する認印などについても、押印はすべて不要とする、ということによろしいですか？規制庁の組織は縦割りだとしても、規制委員会は全体を指揮監督されている訳ですから、統一的な対応をしていただくこと、さらには、他省庁や民間企業の範となる取組を実施していただくことを希望します。</p>	<p>今回の改正では、原子炉等規制法に基づく規則及び告示の規定により原子力事業者が提出する報告書等に押印等を求めているもののうち、個別に検討の上、実務上それらが不要であるものを対象としております。</p> <p>放射線障害防止法に基づく書類については、それらを提出する事業者が非常に多数に上ることから、現段階においては、それらの書類の真正の確認は、引き続き押印等を確認することにより行うこととしております。</p> <p>なお、今回いただいたご指摘については、今後の課題として承らせていただきます。</p>
2.	<p>今回の改正は、規制委員会が印影等の非開示情報をウェブサイト上で開示してしまうという単純ミスが繰り返されたことが発端であるとされているが、作業のチェック体制を改善するという本来の再発防止策を講じることなく、原因となる非開示情報を無くしてしまうという、極めて安易な政策変更です。</p> <p>規制委員会が自らの事務処理能力の欠如を棚に上げ、原発という国民の生命及び財産に多大な影響を及ぼすリスクの最も事業分野において申請者が本人であるかどうかの確認手段として社会的に認められている押印という確認手段を放棄することは、きわめて無責任であり、「社会通念上」も受け入れられるものではありません。</p>	<p>今回の改正は、情報公開法及び個人情報保護法の適正な運用、すなわち、必要以上に個人情報を取得しないという観点から行うものです。その上で、書類の押印は書類の真正を確認するものですが、それが別途の方法で確保される場合には、それをことさら求めないこととするものです。</p> <p>なお、受領した原子炉等規制法等の申請書等は速やかにホームページで公開しておりますが、引き続き、文書の管理については適切に行ってまいります。</p>

	<p>そもそも規制委員会では、職員が企業から提出された申請書を紛失し、印影を偽造するという不祥事が発生したばかりであります。この件は、印影が偽造されたことで事件が発覚しましたが、今後、押印の義務付けが廃止されると、同様の不祥事が発生した際、印影の偽造に時間をかけずとも事業者の申請書を簡単に「模造」できてしまうこととなります。さらに、原本の同一性を担保する確認手段が失われることから、内容の偽造さえも容易になってしまいます。印影が不要となれば、電力会社の側では決裁の厳密性が失われ、文書の差し替えが容易になり、電力会社から規制庁に提出された書類の内容について両者が内々に調整し、双方にとって都合がよい内容に差し替えてしまうといった事態も懸念されます。こうしたことから、今回の改正には反対します。</p>	
3.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の規則、告示の改正に係る書類に押印（印影印刷）があった場合は、法令不適合として書類の受け取りは拒否するのですか？ ・ 規則案の第1条で、国際規制物資の使用等に関する規則（の別記様式）を改正の対象としなかったのはなぜですか？ ・ 規則案の11ページの改正前欄の1行目「様式第1の3」は、原子力規制委員会のホームページに掲載されている現行規則（https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332M50000002084#707）では「様式第1の2」となっています。また2行目の「年度」は「平成 年度」となっています。両者が一致していないのはなぜですか？ ・ 規則案の42ページの別記様式第1、別記様式第2の届出書の提出先である「都道府県知事」及び「市町村長」は、本改正について了承しているのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正は、個人情報の保護の観点から、書類への押印等を不要としたものです。規則等の改正後において、書類に押印等をしたものが提出されたとしても、それをもって法令上不適合であると判断することはありません。 ・ 国際規制物資の使用等に関する規則に基づく書類については、それらを提出する事業者が非常に多数に上ることから、現段階においては、それらの書類の真正の確認は、引き続き押印等を確認することにより行うこととしております。 ・ ご指摘のとおり、「電子政府の窓口（e-Gov）」に掲載の「様式第1の3」に誤りがありましたので、速やかに更新いたします。 ・ ご指摘の別記様式第1は原子力防災要員現況届出書、別記様式第2は原子力防災管理者の選任・解任届出書であり、原子力規制委員会のほか、都道府県知事及び市町村長に届け出る

	<p>・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示は、原子力規制委員会のホームページ（「基準等」 http://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/003/index.html）に掲載されていません。改正後の告示は掲載したほうがよいと思います。</p>	<p>ものとしているものです。これらについては、原子力規制委員会として、実務に照らし、押印等を求めることは不要と判断しました。</p> <p>なお、改正の決定後、その旨関係する地方公共団体にお知らせする予定としております。</p> <p>・ご指摘を踏まえ、今後掲載いたします。</p>
4.	<p>共通して言える事であるが、様式において法人の記述を行う部分については、法人番号の記載も行わせるのが良いのではないかと考える。（その方が、行政効率の向上及び市民における事業者の調査などにおいて有用であると思われるので。）</p>	<p>今回の改正は、個人情報の保護の観点から、書類への押印等を不要とすることを目的としたものです。このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。（法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、法人その他の団体を識別するための番号として指定されているものをいうものと考えられる。）</p>
5.	<p>本件の運用について規制庁に問い合わせたところ、様式からは押印欄や担当者名の記載欄を削除するが、別途、書類の提出票に押印と担当者名の記載を求める予定とのことでした。これではかえって二度手間になります。透明で分かりやすい制度にしていきたいと思っております。</p>	<p>今回の改正の対象となった規則等の様式について、別途提出票の提出を求めることはしておりません。</p>